

経過措置終了 特定小型原動機付自転車の最高速度表示灯について

1 経過措置について

道路交通法改正前（令和5年6月30日以前）に製作された道路運送車両上の特定小型原動機付自転車については、令和6年12月22日までの間は、最高速度表示灯に代わり、型式認定番号標、性能等確認済シールもしくは小型の標識（ナンバープレート）のいずれかが表示されていれば、法上の特定小型原動機付自転車に該当していました。

2 令和6年12月23日以降は

経過措置の対象となっていた特定小型原動機付自転車については、令和6年12月23日以降から最高速度表示灯が備えられていない場合、道路交通法上の一般原動機付自転車に該当することとなります。

3 最高速度表示灯とは

最高速度表示灯とは以下4つの項目を満たすものを言います。

- ① 昼間に前方及び後方25メートルの距離から点灯確認可能
- ② 灯火が緑色
- ③ 6 km/h超の場合、常に点灯
- ④ 原動機が作動時、常に点灯又は点滅

